

区民委員会陳情説明資料

令和4年6月27日

件名	頁
1 3 受理番号10 原爆歴77年7月以降に住民票等発行手数料を一部免除 することに関する陳情	2

(区民部)

件名	3 受理番号 10 原爆歴 77 年 7 月以降に住民票等発行手数料を一部免除することに関する陳情											
所管部課名	区民部 戸籍住民課、社会福祉協議会 福祉事業部											
陳情の要旨	新型コロナウイルス対策の緊急小口資金及び総合支援資金の申請にかかる住民票発行手数料を窓口申請等に限り免除することを求める。											
陳情者等	請願文書表のとおり											
内容及び経過	<p>1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例貸付制度 東京都社会福祉協議会が以下の特例貸付を無利子、保証人不要で実施しており、申請時に住民票が必要となる。なお、申込先は各区市町村の社会福祉協議会である。</p> <p>(1) 緊急小口資金…緊急かつ一時的な生計の維持に必要な費用 上限 20 万円</p> <p>(2) 総合支援資金…生活再建までの間に必要な生活費用 上限 20 万円／ひと月（3 か月限度）、延長あり（3 か月限度）</p> <p>(3) 総合支援資金再貸付…上記（1）または（2）の貸付者への再貸付 上限 20 万円／ひと月（3 か月限度）</p> <p>2 足立区における申請実績（令和 2 年度実績）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付種別</th> <th>申請件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急小口資金</td> <td>5,979 件</td> </tr> <tr> <td>総合支援資金 ※ 緊急小口資金未申請</td> <td>750 件</td> </tr> <tr> <td>総合支援資金再貸付</td> <td>3,732 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,461 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 住民票の事務手数料 足立区手数料条例において 1 件 300 円（コンビニ発行は 150 円）と定められているが、第 7 条に減額、免除の規定がある。 「事務手数料は、生活保護法により保護を受けている者又は事務手数料納付の資力がないと認められる者の申請による時、その他特別の事由があると認められるときは、減額又は免除することができる」</p> <p>4 区の現状 <u>令和 3 年 7 月 1 日から当面の間、新型コロナの影響による融資等の手続きに使用する場合は、住民票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税課税/非課税/納税証明書の交付手数料を免除している。</u></p>		貸付種別	申請件数	緊急小口資金	5,979 件	総合支援資金 ※ 緊急小口資金未申請	750 件	総合支援資金再貸付	3,732 件	合計	10,461 件
貸付種別	申請件数											
緊急小口資金	5,979 件											
総合支援資金 ※ 緊急小口資金未申請	750 件											
総合支援資金再貸付	3,732 件											
合計	10,461 件											
問題点等												